

## 日本禁煙科学会認定 禁煙支援教育医療施設 細則

第1条（適用） この細則は、日本禁煙科学会認定 禁煙支援教育医療施設（以下「教育医療施設」と略する）について定める。

第2条（目的） 日本禁煙科学会は、禁煙支援（喫煙防止教育を含む）についての教育を実施しうる医療施設の普及のために、教育医療施設を認定する。

第3条（申請と要件） 教育医療施設は、その施設に勤務する上級禁煙支援士を有する正会員（以下「申請者」と略する）が申請する。申請には以下のすべての要件を満たす必要がある。

- 1 施設内は全面禁煙である。
- 2 禁煙支援を実施している旨を掲示している。
- 3 禁煙支援の要請があれば、応じることができる体制を有する。
- 4 他施設からの禁煙支援の見学を受け入れることができる体制を有する。

第4条（審査） 教育医療施設の認定審査は、資格委員会が担当する。

- 2 認定期間は5年とする。

第5条（特典） 申請者と同一医療施設・同一敷地内施設の勤務者の入会金と年会費は無料とする。ただし医師はこの特典を受けることはできない。

第6条（認定資格の消失） 教育医療施設は以下の場合にその認定を失う。

- 1 申請者が退任あるいは本会の会員でなくなったとき。ただし申請者の退任あるいは退会に先立ち、第3条に掲げる要件を満たす他の会員を新たな申請者として認定の継続を申請することができる。
- 2 施設の現状が 第3条に定める要件を満たしていないと認められたとき。
- 3 施設あるいは申請者に教育医療施設たるにふさわしくない活動や言動が認められたとき

第7条（規約変更） 本規約の変更は資格委員会が発案し、理事長が決定する。

第8条（その他） 本規約に定めるもののほか、教育医療施設の運用に際して必要な事項は資格委員会の委員長が定める。

附則 この細則は、平成30年10月29日から施行する。